

福島市子どものえがお条例

福島市では、子どもが「福島市に育ってよかった」と誇りを持ち、「子育てするなら福島市」と称されるまちを目指して、「福島市子どものえがお条例」を制定した。子どもの育ちを支援するための基本理念を定めるとともに、行政と地域社会の役割を明らかにし、市全体で子ども・子育て支援のための施策に取り組み、子どものえがおあふれるまちづくりを推進していく。

1 条例の背景・経緯

(1) 福島市の概要

本市は、温泉とくだものが豊富な県都で、人口およそ28万人を擁し、古くは養蚕と阿武隈川の舟運で栄えた小さな城下町です。

福島駅東口には、市出身で連続テレビ小説のモデルとなった日本を代表する作曲家・古関裕而氏のモニュメントがあり、来訪者をお迎えます。2021年には東京オリンピック野球・ソフトボール競技があつま球場で開催されました。

西にそびえる吾妻小富士の山肌は雪形として現れる「吾妻の雪うさぎ」は春の訪れを告げる福島春の風物詩。吾妻山、阿武隈高原に囲まれた福島盆地は果物の生産が盛んで、西部を走るフルーツライン沿いには観光果樹園や直売所がたくさん並んでいます。東京オリンピック2020で海外の関係者から絶賛された特産の桃を始め、さくらんぼ、ぶどう、梨やりんごなど1年中みずみずしい果物を楽しむことができます。フルーツ王国です。

「奥の細道」で松尾芭蕉が訪れたとされる飯坂温泉、こけしの里として知られる土湯温泉、白濁の硫黄泉で秘湯感漂う高湯温泉の福島三名湯が自慢です。

市中心部にぽっこり浮かぶ市のシンボル・

信夫山では、300年以上の伝統を誇り、日本一の大わらじを担いで街を練り歩く「信夫三山眺まいり」が毎年2月に行われます。

天空を走るかのような壮大な景観が広がる磐梯吾妻スカイラインをはじめ、写真家・

秋山庄太郎氏が「福島に桃源郷あり」と称賛した花見山公園などの花の名所もたくさんあります。東北唯一のJRA・福島競馬場もまちの誇りです。

日帰りで東京と行き来できるアクセスの良さも魅力で、東北中央自動車道などの高速交通網が整備され、ますます快適に。福島県の政治・経済・文化の中心、南東北の拠点として発展を続けています。

(2) 条例制定の趣旨・背景

本市は、魅力ある子育て環境の整備により、子どもが「福島市に育ってよかった」と誇りを持ち「子育てするなら福島市」と称される、若い世代が定着するまち・子育て世代に選ばれるまちを目指しています。

そのために、子どもを取り巻く社会情勢の変化に対応し、本市の実情に即した子ども・子育て支援の総合的な取組を一層推進するた

福島市こども未来部
こども政策課

めに「子ども・子育て新ステージプラン」を策定し、子育て世代に選択してもらおうための特徴ある取組を行ってまいりましたが、一方で、何よりも地域全体が、子どもたちを大切にし、子育て世代を応援するという合意を形成していくことが重要であると考え、その根拠として、「福島市子どものえがお条例」を制定しました。

(3) 条例制定までの経緯

本条例を制定するに当たり、有識者を始めとして、子どもの保護者や地域住民・事業者などで構成する検討委員会を新たに設置し、具体的な方向性をはじめ、本市の特徴や実情に即した構成や条文等の検討を延べ7回にわたって行いました。

また、庁内においても策定委員会及び策定幹事会を設置し、検討を重ねてまいりました。

2 条例の特徴・内容

(1) 特徴

将来の主人公であり、地域の宝である子どもたちは、多様な個性と無限の可能性を秘めており、そして、子どもたちの笑顔には、周りを笑顔にし、福島市全体を元気にする力があります。

その子ども自身には、「命の尊さを知り、

自分自身を大切にし、人を思いやり互いに助け合うこと」という役割も定め、市の「施策の方向性」については、条文の書き出しを全て、「子どものえがおのために」から始めるなど、子育てにおける普遍性を基本としながら、独自の条文としています。

また、前文には、本市の概要でも記載したとおり吾妻山、荒川、くだもの、温泉、花などの自然に育まれた市民性や平成23年3月11日に発生した東日本大震災を乗り越えてきた市民のたくましさなどを表現し、「ウィズコ

図表1 子どもたちへの願い

子どもたちへの願い

- 「将来の主人公であり「地域の宝」である子どもたちは、多様な個性と無限の可能性を秘めています。
- そして、子どもたちのえがおには、
- 周りの人もえがおにし、
- 福島市全体を元気にする力があります。
- その子どもたちには、命の尊さを知り、
- 自分自身を大切にし、人を思いやる心を
- もって欲しいという願いを込めました。
- えがおの種をまき続け、
- 福島市を「えがお」満開にしましょう。

ロナ」「アフターコロナ」の観点も盛り込み、いかなる災害にも屈しないことや、子どもが「児童の権利に関する条約」「児童福祉法」の趣旨に基づき、一人の人間として尊重され育っていくことで、子どものえがおあふれる社会の実現を目指すことも明記しています。

さらに、子どもから大人まで、誰にでも理解しやすい表現・内容とするともに、本市の条例では初となる「です」・「ます」調の条例としました。

(2) 目的

魅力ある子育て環境の整備により、子どもが「福島市に育つてよかった」と誇りを持ち、「子育てするなら福島市」と称されるまちを目指し、子どもの育ちを支援するための基本理念を定めるとともに、行政と地域社会の役割を明らかにして、福島市全体で子ども・子育て支援のための施策を総合的・継続的・安定的に推進することで、本市に子どものえがおあふれる社会が実現することを目指しています。

(3) 子どものえがお基本理念

- ① 一人の人間として尊重されること
- ② 自己肯定感が育まれること
- ③ 社会で生活する能力が身に付けられること
- ④ 個性や可能性を伸ばすことができること

⑤ 地域社会がそれぞれの役割を果たして地域

全体で子どもの育ちと子育てを応援することの五つを基本理念として規定しました。

この基本理念は、児童の権利に関する条約の四つの柱である「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」をベースとした内容としております。

(4) 子どものえがおあふれる六つの役割

① 地域の人の役割

子ども・子育てに積極的に関わり、安全で安心な地域づくりを行うこと

② 地域の事業者の役割

子育てとの両立ができる職場環境を整えるとともに、子どものための地域活動に協力すること

③ 保育園・幼稚園・学校などの役割

子どもの発達に応じ主体的に学び、豊かな人間性と社会性を身に付けられるよう支援すること

④ 市の役割

子ども・子育て支援の体制整備と、地域全体でよりよい子育て環境をつくれるよう調整すること

⑤ 保護者の役割

子どもに深い愛情をもって子育てを行うこと

⑥ 子どもの役割

命の尊さを知り、自分自身を大切にし、人を思いやり互いに助け合うこと

以上のように、地域全体で魅力的な子育て環境をつくるという機運を高めるために、地域社会それぞれの役割を規定しました。

3 取組について

まず初めに実施したことは、子育て世代に必要な情報を必要なタイミングで伝えることができるよう、そして、必要な時に即時に知ることができるよう、「子育て専用ポータルサイト」を開設しました。サイト内には、できることを考え、行動するきっかけとってもらえるよう、様々な子育てを応援する取組を紹介しています。

また、市民の皆さんが条例の趣旨を理解し、一人一人ができることから行動していただけるようSNSやメディアなど様々な広報媒体を活用し、周知するとともに、各種団体には出前講座などを行い、積極的な啓発活動に取り組んでいます。

併せて近年、核家族化やライフスタイルの多様化により、家族がそろって過ごす時間が少なくなりがちであることから、本市では、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家族で一緒に過ごす時間を意識してもらおうための

取組も推進しております。

そのほか、事業者には、中小企業の女性の雇継続、職域拡大、管理職への登用、働きやすい職場環境づくりの取組を積極的に行ってもらうため、「福島市働く女性応援企業認証事業」を実施し、ワークライフバランスについても推進しているほか、市役所としても、仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整備し、働きやすい魅力ある職場づくりのため、男性の育児休業取得率を令和7年度までに「100%」と目標を設定し、取り組んでいます。

4 おわりに

本条例の制定は、ゴールではなくスタートであると考えています。将来の主人公であり、地域の宝である子どもたちが、笑顔満開であり続け、そして、「子育てするなら福島市」・「子どものえがおあふれる福島市」を目指して、行政・住民・企業など地域全体がワンチームとなつてえがおの種をまき続けていきます。

図表2 子育てポータルサイトのバナー

